

3. 茶の湯文化に見られる歴史的風致

1 はじめに

松江は“お茶処”としても知られており、来客時のもてなしだけでなく、日常生活でも午前10時と午後3時の休憩にはお茶を点てる習慣がある。

茶の湯の流派も多数あり、毎年秋に松江城で行われる「松江城大茶会」には、各流派が集り、独自のお点前を披露して賑わう。

お茶の文化発展の礎が築かれたのは、「不昧」として知られている松江藩松平家7代藩主治郷（治世1767～1806）のときである。治郷は藩主となる以前から江戸で石州流に入門して茶道に励み、また江戸天真寺の大巖宗碩和尚に就いて禅を学び、茶道と禅を深く結びつけた境地を開いた。治郷は、多くの禅僧に学び、「未央庵、宗納、一閑子、一々斎、不昧」など多くの号を授けられたが、文化3年（1806）56歳で隠居したのは、文政元年（1818）68歳で死去するまで、「不昧」と号した。茶道哲学とも言われる境地は、その著書『贅言』や『茶事覚書』、『茶礎』に見られるように、禅の心と茶の湯は一体のもの（茶禅一味）と考えて利休流の質素で清楚な草庵の侘び茶を目指すものであった。

不昧の流儀は江戸でも雲州流と呼ばれて評判となり、姫路藩主酒井宗雅や福知山藩主朽木昌綱といった諸大名や、豪商の三井家など、様々な人々が不昧の茶事に連なっている。

松江藩においては、茶頭藤井長古や家老有澤家によって不昧流儀が藩土に広められた。現在は、有澤家代々の系譜「不昧流不昧会」（昭和22年（1947）設立）と、藤井長古の流れを汲んだ「不昧流大円会」（昭和7年（1932）設立）・「不昧流不落会」（平成20年（2008）設立）・「不昧流研究会」（平成21年（2009）設立）の4つの会派によって受け継がれている。

また、不昧は、茶道具の名品の保護と収集にも尽力し、これを人々に鑑賞させ、職人たちにはその技法を学ばせ、自らの美意識を反映した道具の創作をすすめた。茶席に用いられる菓子を作る職人、さらに茶室建築の匠らも養成し、茶道芸術を通し、建築、美術工芸や食文化の発展をうながし、それは今日の松江を支える産業となって、市民の暮らしを豊かにしている。

亭主も客も、互いを思いやり、心かよわせることが、何よりも大切と説いた不昧の教えは、国際文化観光都市・松江市民の「おもてなしの心」となって、今に息づいている。

近年では、平成26年（2014）3月24日に島根県内の各流派・団体によって、茶の湯文化の継承と発展を目指し「島根県茶道連盟」（10流派、15団体加盟）が設立され、また、平成30年度（2018）から令和元年度（2019）にかけて、大名茶人・松平治郷（不昧）没後200年を記念する「松平不昧公200年祭」が盛大に開催されるなど、不昧の遺徳をしのびつつ、茶の湯文化のさらなる充実と発展に向けた取り組みが続けられている。



松江藩松平家7代藩主松平治郷（不昧）
（松江月照寺蔵）

抹茶流派	表千家同門会 島根県支部
	一般社団法人裏千家淡交会 島根支部
	一般社団法人裏千家淡交会 江津支部
	一般社団法人裏千家淡交会 石見支部
	武者小路千家 出雲松和会
	茶道三斎流 観翠庵
	不昧流不昧会
	不昧流大円会
	不昧流研究会
	不昧流不落会
上田宗箇流 益田支部	
煎茶道	公益財団法人小笠原流煎茶道 島根支部
	煎茶道方円流 島根支部
	素心流五葉会 島根支部
	煎茶道松月流 島根西支部

島根県茶道連盟加盟団体

2 建造物

（1）大圓庵（松平治郷）廟門（島根県指定有形文化財）

松江藩松平家7代藩主治郷（没年文政元年（1818））廟所の門で、松江藩松平家の菩提寺である月照寺の境内、史跡松江藩主松平家墓所内にある。向唐門（妻入りの唐門）の形式をとり唐破風の正面及び背面に見せる。4本の柱からなり、両脇に袖壁を設け、軒は一軒輪垂木、屋根は唐破風造、銅板一文字葺である。彫刻は、史跡内にある9代にわたる歴代藩主廟門のなかでも構図の巧みさ彫法の流麗さにおいて目立っており、うち双龍の彫刻は松江の名工小林如泥によるものと伝えられ、勇壮な躍動感に溢れ、彫刻士の技の円熟と冴えをみせている。

建築年代は、棟札、記録を欠くが、棟札や墨書銘を残す宝山院（2代藩主綱隆）廟門、源林院（4代藩主吉透）廟門、月潭院（8代藩主斉恒）廟門がいずれも没後1年以内に建立されていることから類推して、治郷没後の文政元年（1818）～文政2年（1819）ごろの建立と考えられている。

昭和53年（1978）6月23日に島根県指定有形文化財となっている。



大圓庵（松平治郷）廟門
（島根県指定有形文化財）

（2）菅田庵及び向月亭（重要文化財（建造物））

「菅田庵」と「向月亭」は、松江市街地北部の丘陵上の城下町を俯瞰する位置（松江市菅田町）にある。松江藩主松平家初代の直政が、家老有澤家の初代直玄に与えた約4万坪という菅田村山荘に建築された茶室である。

『史跡及び名勝菅田庵保存活用計画』（2017松江市教育委員会）によると、この2つの茶室は、寛政2年～4年（1790～1792）のあいだに、松平治郷（不昧）の設計により建てられたとされる。

現在も有澤家で管理されており、（附）御風呂屋を合わせて昭和16年（1941）に重要文化財に指定されている。また、茶室周辺の庭園を含む一帯は、樹木に富み、四季の風光がすこぶる明媚であることから、昭和3年（1928）に史跡及び名勝に指定され、さらには令和元年（2019）にもその周辺部が史跡及び名勝に追加指定されている。平成28年（2016）からは、菅田庵及び向月亭保存修理工事が行われ、令和元年（2019）に完成している。

菅田庵

入母屋造の茅葺で妻を東向きに建てられている。妻に不昧筆の『菅田庵』の円形陶額を掲げ、前面には柿葺の庇を付け、その下に躰口、刀掛を設けている。席は一畳台目（畳1枚の客座と、約4分の3畳の点前座で構成された茶席のこと）に中板を入れ、中柱を立て、袖壁を作る。その中柱寄りには釣棚がある。炉は隅切り、床框付洞床の南側には丸窓が付いている。天井は低く、台目畳の上は網代の落天井になっており、薄暗いなかに静寂な空間が作り出されている。台目畳からは水屋（3畳）に続き、さらに「向月亭」に続いている。ほの暗いなかに静寂な空間を演出する菅田庵は、流儀にこだわらない不昧の思想が良く示されている。



菅田庵（重要文化財建造物）

向月亭

茅葺屋根に柿葺の庇が付く。内部は4畳半台目（畳4枚半の客座と、約4分の3畳の点前座で構成された茶席のこと）、二方に入側と細い竹を並べた竹縁が廻る。台目床は落天井とし、内切りの炉で、床脇には一間の地袋と天袋が付く。全体的に調和がとれた秀明な茶室である。向月亭前の砂庭は、延段と飛石を配しただけのシンプルな造りで、その先に続く生垣と大刈込と、更に松江城下の豊かな眺望へと導く仕掛けになっている。



向月亭（重要文化財建造物）



向月亭での茶会の様子

（3）明々庵（島根県指定有形文化財）

「明々庵」は、松平治郷（不昧）の指図により、家老有澤家6代式善のときに、有澤家本邸（現在の松江市殿町）に建てられた茶室であり、扁額に「明々庵安永八己亥不昧書」とあることから、安永8年（1779）の建築と推定されている。

明治以降有澤本邸から東京の松平邸や有澤山荘（松江市菅田町）に転々と移築されたが、昭和41年（1966）「不昧公150年祭」を機に松江城北側の赤山（松江市北堀町）に移転された。

二畳台目（畳2枚の客座と、約4分の3畳の点前座で構成された茶席のこと）の本席と、四畳半の席が組み合わされた茶室で、腰掛待合を併せ持つ、厚い茅葺、入母屋造、重厚な破風に不昧筆の「明々庵」の額が掲げられている。庇の下の躡口、刀掛等は「菅田庵」に似ているが、二畳台目の本席は全く趣を異にし、床の奥行きも浅く炉は向切りで中柱もない。

昭和44年（1969）に島根県指定有形文化財となっている。

現在は、観光客や市民向けに一般開放され、外から見学することができる。また、管理棟に併設されたお座敷では庭を望みながら抹茶と不昧ゆかりの和菓子を楽しむことができる。



めいめいあん
明々庵（島根県指定有形文化財）

（4）観月庵（松江市指定有形文化財）

松江城東の外堀に面し松江藩主の祈願所として崇敬を受けた寺院「普門院」の庭の中にある茶室である。

不昧の信任を受けた三斎流の荒井一掌の指図で普門院九世恵海法印により、享和元年（1801）に建てられたものとされる。

屋根は茅葺、内部には横の壁に腰掛を設けている。茶席は二畳隅炉、床の間は踏み込み床で太く真っ直ぐな竹が床柱となっている。深い庇の奥に「観月庵」の額がかかり、その下に躡口、連子窓、風炉先窓があり、平成21年（2009）の解体修理の際に、かつて丸窓があったことが判明し再現された。

不昧も松江城から堀川を船に乗ってしばしば訪れたとされ、また明治時代には小泉八雲もここで茶の湯を楽しんだと伝えられる。

昭和47年（1972）6月29日に松江市指定有形文化財となっている。

現在は各流派のお茶会や稽古で使われ、一般客には抹茶付き観覧が楽しめるよう解放されている。



かんげつあん
観月庵（市指定有形文化財）

（5）楽山焼の登り窯

「楽山焼」は、延宝5年（1677）、松江藩松平家3代藩主綱近に召抱えられた萩焼（深川窯）の陶工倉崎権兵衛重由によって開かれた。初代倉崎権兵衛重由のあと、弟子の加田半六が2代から4代までを継ぐが、その後の40年以上にわたる中断の時期があった。そのあと、享和元年（1801）に、松江藩松平家7代藩主郷治（不味）によって召し出された長岡住右衛門貞政が、楽山焼第5代として開窯し、これ以後、窯が現在の松江市西川津町楽山の地に置かれ、12代長岡住右衛門空郷に続いている。

江戸時代から現在に至るまで、時代が変遷しても変わらずに守り続けられているものが、「登り窯」の焼成技術と原料である粘土素材であり、楽山焼では、現在でも「登り窯」を用いて作品が制作されている。江戸時代に作られた窯で、幅約6m、長さ約12mで3室を有する。燃料に使う赤松の燃焼に適する形に造られたもので、現在でも燃料には赤松が用いられている。割り木の大きさも窯の温度によって数種類に及び、最終的には1,200度まで温度を上げて、ほぼ丸2日をかけて焼成される。窯は修復を重ねながら現在でも原型をとどめており、9代長岡住右衛門空味の時代、昭和40年（1965）の写真にも現在と同様の形を確認することができる。



昭和40年（1965）の登り窯



令和元年（2019）の登り窯
手前から2段目以降の3室は江戸時代からの形をとどめ、現在でも使われている

3 活 動

（1）松江茶道会による茶筌供養と茶会

不味流儀を受け継ぐ流派として、昭和7年（1932）に藤井長古の流れを汲む「不味流大円会」が設立され、昭和22年（1947）には有澤家代々の系譜「不味流不味会」が設立された。さらに、昭和29年（1954）には、不味流をはじめとして当時松江市内で活動していた各流派の連携を密にし、松江特有の茶道文化を継承発展させることを目的に、「松江茶道会」が結成された。現在、松江茶道会は、不味流（不味会、大円会、研究会、不落会）、表千家、裏千家、武者小路千家、三斎流によって組織されている。

松江茶道会は、昭和30年（1955）に、松江藩松平家の菩提寺である月照寺にある、大圓庵（松平治郷）廟門前（松江藩松平家7代藩主治郷（不味）の墓前）において、「第1回茶筌供養と記念茶会」を開催した。以後、毎年続けられており、現在では、不味の祥月命日（亡くなった月日）である4月24日に近い日曜日に行われている。

茶筌供養は、各茶道流派の関係者が日頃愛用した茶筌に感謝をして供養するものであり、当日は使い古した茶筌がおよそ200個持ち寄られる。また、茶筌供養とあわせて、午前10時から午後3時まで、月照寺書院において、当該年の当番流派による茶会が催される。

（茶筌供養の流れ）

- ・お茶の愛好家で組織する各流派の関係者が、日頃愛用し使い古した茶筌を持ち寄り、治郷（不味）廟所前に設けられた祭壇に祀る。
- ・当番流派の供茶、住職の香語（お香を焚いて唱える法語）、茶道会会長による祭文の読み上げのあと、茶筌が供養塔で焚いた火のなかに投げ入れられて供養される。



松江藩主松平家墓所
7代治郷廟所前の祭壇



住職がお香を焚いて法語を唱える



供養塔で焚いた火のなかに
使い古した茶釜を投げ入れて供養する

（2）松平治郷（不味）の顕彰

松江市では、50年ごとに松平治郷（不味）追慕の茶会が開催されてきた。『松平不味公 百五十年祭の記録』（2012 伝統文化振興会）によると、治郷（不味）の没年（文政元年（1818））から100年にあたる時期に「不味公100年忌」が大正5年（1916）に東京都で、大正6年（1917）には松江市で大々的に催行されている。

そして、没後150年にあたる時期、昭和41年（1966）には、当時の島根県知事であり財団法人松江博物館理事長が中心となった協賛会により「松平不味公百五十年祭」が開催され、地元官民をあげて不味の遺徳をたたえる記念行事が繰り広げられた。行事の3本柱として、不味ゆかりの茶室「明々庵」の再建、「菅田庵」及び「明々庵」での記念大茶会、島根県立博物館での記念特別展が催され、これに協賛するかたちで、松江茶道会による月照寺での茶会、松江市による不味公百五十年忌法要などが執り行われた。明々庵の披露茶会では、地元不味流木村宗喜社中による点前が行われ、記念大茶会では、菅田庵と明々庵において、後援者である五都美術商連合会（東京、大阪、京都、名古屋、金沢）・大師会・光悦会による茶席が開かれ、7,000人を超える来客があった。

平成30年度（2018）から令和元年度（2019）にかけては、松平治郷（不昧）没後200年を記念して、官民協働で不昧公200年祭記念事業推進委員会が設立され、「不昧公200年祭」が開催された。この期間中、島根県茶道連盟の各流派が、月照寺や赤山茶道会館、松江歴史館を会場に記念茶会を設け、国宝松江城天守などでは特別茶席が催された。また、不昧が蒐集した茶道具等の記念展示や、和菓子職人たちが創作した記念菓子「不昧菓」の販売、菅田庵竣工披露記念茶会などが行われた。

これらの顕彰事業は、時の流れのなかで茶の湯も改革されるものと考え、新しい時代の茶の湯文化を築き発展させた不昧の精神を、現代に生きる市民が受け継ぎ、更なる自己研鑽をつみ、内容を豊かにし、未来につづく継承者を育成し、新たな松江の茶の湯文化を国内外に発信することを目指して、今日までつづけられてきたものである。



不昧公200年祭 市民向け講座の様子



不昧公200年祭 記念菓子「不昧菓」

（3）各流派、市民の活動

茶道各流派は、毎年、市内の寺社や公民館などの公共施設を会場に茶事を催しているが、各流派や市民愛好家が日常的に活動する拠点として、昭和51年（1976）に建設された「赤山茶道会館」がある。この施設は、松江城北側にある赤山の台地、茶室「明々庵」に隣接している。現在は民間企業による指定管理で運営され、茶道に用いる炭火が使える希少な公共施設として、年間を通しての稽古や季節ごとの茶会の場として、また、体験学習の場として広く利用されており、会館が開催する「春茶会」や「茶の湯講座」は、市民や観光客への茶の湯文化の発信と普及に寄与している。

また、昭和58年（1983）から民間企業によって主催された「松江城大茶会」は、現在もなお続けられており、10月上旬から中旬の週末に、松江城周辺の各会場（松江城二の丸下の段・馬溜、松江歴史館、赤山茶道会館、堀川特設川床等）で開催されている。地元をはじめ県内外から各流派・団体が参加してお点前を披露し、それぞれ市内和菓子店特製の季節の和菓子が添えられる。毎年1万人以上の来場者をもてなし、普段茶の湯文化に触れる機会が少ない市民や観光客でも気軽に参加できる恒例のお茶会として定着している。



あかやま
赤山茶道会館
各流派や市民の茶の湯活動拠点



あかやま
赤山茶道会館
高校生の体験学習の様子



松江城大茶会
松江城二の丸下の段



松江城大茶会

（４）伝統工芸への波及

不味は茶道に関わる名品を、生涯をかけて蒐集したことで知られている。「雲州名物」と称される800点を超える蒐集品は、寸法・付属品の記録や系統的な分類など、研究的な姿勢のもとで宝物・大名物・中興名物などのランク分けが行われるとともに、その維持管理にも徹底した態度が貫かれた。これらの名品はその後松平家を離れたものの、現在数多くの国宝や重要文化財があることが、不味の審美眼の確かさを裏付けている。

茶道具の蒐集で高められた不味の審美眼は、「お好み」と称される美術品の造形にも向った。それに際しては、江戸の名工たちに製作を依頼するだけでなく、国許の松江でも、地元の職人を登用して陶器・漆器・木工芸品など、各種茶道具の製作に当たらせ、産業の育成、技術者の養成を進めた。柳宗悦が「文化的」「穏やかで温かで細かい」と表現した松江の工芸が持つ気風は、湖水と緑に囲まれた松江の風土とともに、不味の大きな影響を受けて形成されたものである。松江において江戸時代から今に続く陶窯としては「楽山焼」と「布志名焼」が挙げられる。

① 楽山焼

「楽山焼」は、松江藩松平家3代藩主綱近（治世1675～1704）に召抱えられた萩焼（深川窯）の陶工倉崎権兵衛重由によって開かれた。松江城の北東方向にあって、松江藩の別荘地でお茶席や芝居小屋もあった楽山（御立山）、（現在の松江市西川津町）に窯が築かれたゆえんから御立焼、御山焼とも呼ばれる。

一時中断した時期もあったが、享和元年（1801）7代藩主治郷（不昧）のときに長岡住右衛門貞政を召抱えて再興させた。6代目長岡空斎から色絵を始め、伊羅保茶碗（ざらざらした砂まじり手触りが特徴）や刷毛目茶碗（化粧土を刷毛で塗った筆勢が特徴）、京風焼きの色絵茶碗などに優品を残し、現在に至るまで長岡家が楽山焼の伝統を継承している。

現在でも江戸時代の登り窯（幅約6m長さ約12m）を修復しながら用いて作品を制作し、原料となる土は、初代のころから萩土に鉄分を多く含む地元乃木地区の土を混ぜあわせて調整し、「水簸」という方法（土を水中で大きさの違う粒子群に分ける）で粒子のそろった粘土にし、赤松の薪を使って焼成具合を微妙に調整するなど、伝統的な技法を守っている。平成12年（2000）11代長岡住右衛門空権のときに、楽山焼が島根県指定無形文化財（工芸技術）に指定され、同人が保持者として認定されたが、令和3年（2021）年に保持者の死去に伴い指定が解除された。



楽山焼 登り窯と燃料の赤松



楽山焼 「水簸」という粘土づくりの様子



楽山焼

② 布志名焼

「布志名焼」は、寛延3年（1750）に船木与次兵衛村政が宍道湖南岸一帯の布志名（現在の松江市玉湯町）に開いた窯である。その後、本家の船木窯・澤嘉助窯・船木新蔵窯ができ、さらに分家が生まれた。

松平治郷（不昧）が、安永9年（1780）に楽山窯から土屋善四郎芳方を布志名へ移らせて指導に当たらせ、藩窯の「土屋窯」と「永原窯」を開いて以来、藩窯と民窯が共存し、藩窯では主に茶陶、民窯では生活器が焼かれた。

「土屋窯」の初代善四郎芳方は布志名焼の特色である黄釉（黄色いうわぐすり）を始めたと言われ、2代目善四郎政芳は、名工として知られ不昧の目になって松江藩の江戸大崎邸でも開窯し、不昧から「雲善」（出雲の善四郎）の雅号を刻した瓢箪型の印を授かった。

粘土は、三代土（雲南市加茂町）、大念寺土（出雲市）、手結浦土（松江市鹿島町）、城安寺土（安来市広瀬町）などの近郊の土が使われ、黄釉は、安永年間（1772～80）に布志名に「焼物方（海産方）」が置かれたときに発明され19世紀初めに完成の域に達したとされる。藩の御用品は、毎年盆後に茶道方から注文を受け、10月までに焼成し11月初めに納めるのが例だったという。

明治以降は、柳宗悦やバーナード・リーチなどの民藝運動の指導者に影響を受け新しい作品づくりも展開し、現在に残る窯は、「土屋窯」の流れを汲む「雲善窯」と、民窯系の「湯町窯」、「船木窯」であり、「雲善窯」は茶陶器を中心に、「湯町窯」と「船木窯」は生活器などを中心として活動している。



布志名焼の窯元（湯町窯）



布志名焼（湯町窯）の登り窯



布志名焼

③和菓子

「不昧公好み」とされる「松江三大銘菓」として、「山川」（紅白一對の打ちもの）、「若草」（薄緑色の寒梅粉で求肥を包んだもの）、「菜種の里」（黄色い菜畑に蝶が飛ぶ様を表現した打ちもの）が有名で、不昧が詠んだ和歌に因んだ名前が付けられたものである。

やま かわ
山 川わか くさ
若 草なたわ きと
菜種の里

不味は茶道に欠かせないものとして和菓子にも力を入れ、江戸の「越後屋」「伊勢屋」とともに、松江の「三津屋」と「面高屋」を御用菓子司とした。

「三津屋」は、城下町で最も古い創業の「一力堂」の最初の屋号で、宝暦年間（1751～1764）に現在の出雲市平田の三津浦から出た惣七、作兵衛兄弟が参勤交代に人夫頭として加わり、江戸滞在中に餡練り屋で修行して松江に帰り開業したとされている。「面高屋」は、江戸・品川の菓子匠伊勢屋越後大掾について「山川」の製法を学び松江に伝えたとされている。

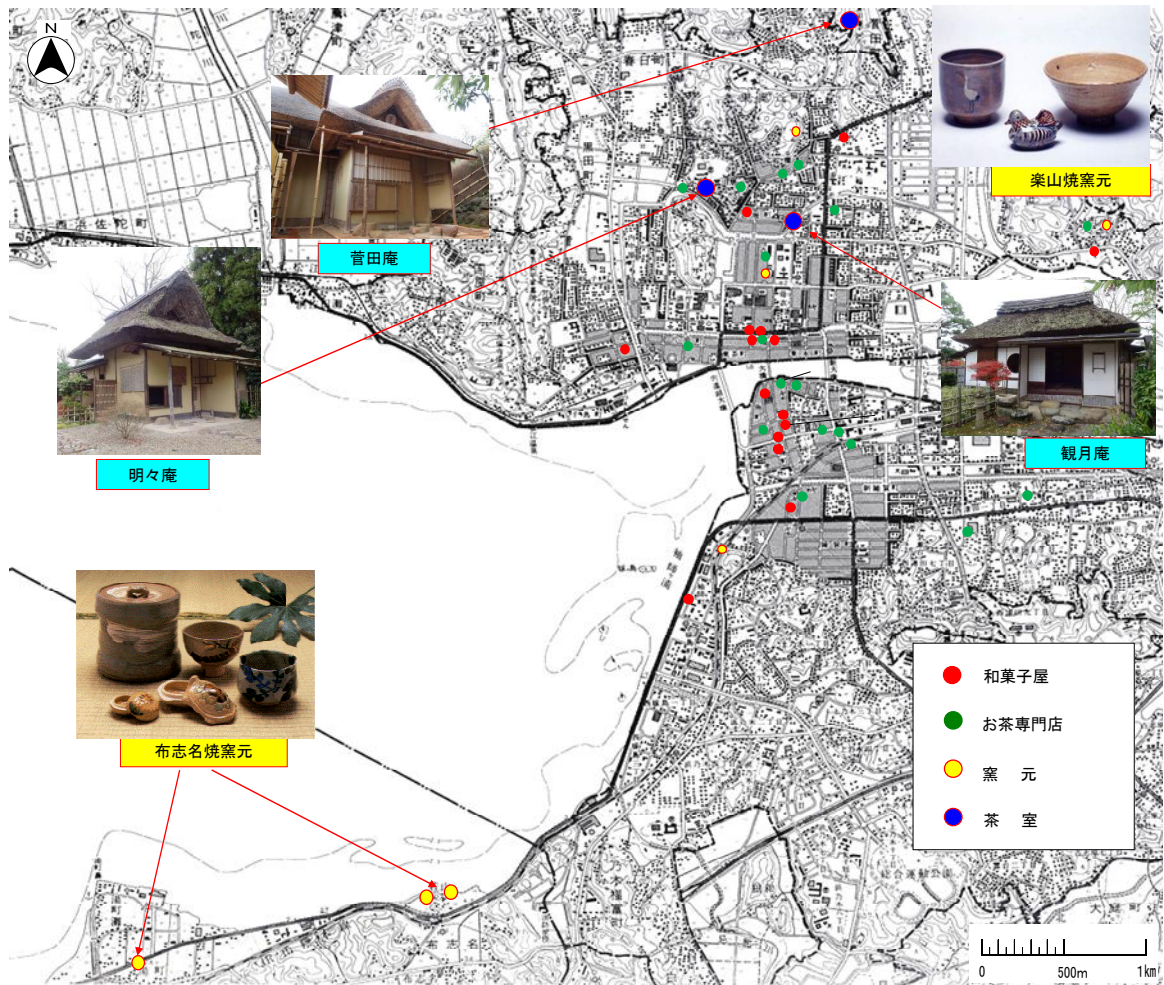
これらの和菓子は明治維新後に一時製造が途絶えたものの、明治初めごろに沢山の和菓子屋が開業したことに伴い、面高屋からの製法の譲渡、あるいは残されていた製法の記録や茶人からの聞き取りなどを基にして再現し、今も伝統を受け継いで作り続けられている。

和菓子の老舗としては、「お留め菓子（藩主の注文のみに応え、他所売りが禁じられた菓子）」も製造した「三津屋」の暖簾を受け継いでいる「一力堂」（創業宝暦年間：1751～1764年）のほか、江戸時代後期創業の「桂月堂」（創業は文化6年（1809）菓子製造に携わるのは2代目から）があり、明治の初めごろに多くの和菓子店が創業している。



老舗和菓子店「一力堂」に伝わる御用達箱（献上菓子の容器）とお留め菓子の型

和菓子職人に継承される伝統技術は、市内で開催される多くの茶会の存在が源にある。松江城大茶会をはじめ季節ごとの流派の茶会においては、各流派からの要望を職人自身の感性で形にする必要があり、そこで培われた季節感のある造形美、柔らかく品の良い味わいなどが松江銘菓から上生菓子、新商品創作に至る様々な場面で表現されることになるのである。また、会社の垣根を越えた技術研鑽の場・組織として「松江松和会」があり、職人たちは松江銘菓の復興や技術の向上を図り、松江の伝統産業の継承と発展に努めている。



茶室、窯、和菓子屋位置図

4 まとめ

茶の湯は、大名や武家階級から裕福な町人層にまで広がり、松江の文化として根付くことになった。江戸時代後期、松江藩松平家9代藩主斉貴（治世1822～1853）の時には、奢侈禁止令が出され、お茶は贅沢であるという理由で町人の茶室禁止令が出されたが、町人のなかには自宅に隠れて茶室を造って茶の湯を楽しむ者も現われるなど、茶の湯に対する町人の思い入れの強さの一端が窺われる。現在でも、当時の茶室を持つ家が市内に存在している。

茶道は明治時代に入ると庶民にも広く嗜まれるようになり、また、女子教育に茶道が取り入れられると、女性の教養としても広まることとなった。江戸時代以降、茶の湯の素地があった松江においては現代に至るまで茶道が盛んで、様々な流派と茶室が伝えられた。また、茶室や和菓子店、お茶屋などの建物は、歴史的なまちなみに調和した和風の外観を持つ建物が多く、来訪者に対して、味覚だけでなく落ち着いた松江の風情を提供している。

市民は作法にとらわれることなく、好みに合わせて抹茶を点て、煎茶を淹れ、日常でも茶の湯をたしなんでいる。ひとときの和みは心に落ち着きとゆとりをもたらし、市民の生活を潤している。市民の暮らしに根づいた松江のお茶の習慣は、市民によって培われて茶の湯文化となり、この地を訪ねた人々を魅了してやまない松江らしい風情となっている。

歴史的風致のエリア図

茶の湯文化に見られる歴史的風致

-  国宝（建造物）
-  重要文化財（建造物）
-  国指定（史跡）
-  県指定文化財（建造物）
-  市指定文化財（建造物）
-  お茶専門店
-  和菓子屋
-  窯元
-  歴史的風致のエリア

